

くらしの情報



募集

酒まつりステージ出演者

酒まつりメイン会場ステージで行うダンス・歌・演劇などの出演者を募集します。

日時 10月10日(土)・11日(日)

受付 7月1日(水)～15日(水)

問合せ 酒まつり実行委員会

☎ (082) 420-0330



お知らせ

これからのまちづくりに向けて、あなたの声をお聞かせください

暮らし幸福度(ウェルビーイング)ウェブアンケートを実施します。回答者の中から抽選で市の特産品をプレゼント!

対象 18歳以上

受付 7月1日(水)～17日(金)

問合せ 経営戦略チーム

☎ (082) 420-0917



7月16～31日は海の事故ゼロキャンペーン

マリナーレジャーは、事前にウォーターセーフティガイドをチェックして、安全に楽しみましょう。小型船舶は事故防止のため、発航前点検の徹底や業者による点検整備を行います。

問合せ 呉海上保安部交通課

☎ (0823) 22-0999



平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼祭壇を設置します

災害から8年を迎え、犠牲となられた方々を追悼するため追悼祭壇を設置します。

※お供えなどはお受けしません。

※7月6日(月)12:00に市役所のサイレンを鳴らします。

日時 7月6日(月)・7日(火)

8:30～17:15

場所 市役所本館1階ロビー、

各支所・出張所

問合せ 総務課

☎ (082) 420-0907



思い出の品を市で保管しています

平成30年7月豪雨災害で発生した災害廃棄物の処理過程で発見された置物、写真などの思い出の品を市で保管しています。写真以外の品は、市ホームページで確認できます。直接閲覧したい人や返却を希望する人は、ご連絡ください。

【保管している思い出の品(一部)】

手提げかばん、懐中時計、木彫りの置物、ガラス玉、写真やアルバムなど

問合せ 廃棄物対策課

☎ (082) 420-0926



市長の資産などを公開します

政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例に基づき、市長の資産などを公開します。

関連会社等報告書など

日時 6月30日(火)から

資産等報告書

日時 7月13日(月)から

場所 総務課

問合せ 秘書課 **☎** (082) 420-0905

移動献血車が来ます

【ゆめマート西条】

日時 7月19日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

【ハローズ東広島店】

日時 7月25日(土)

10:00～12:30、13:45～16:00

【ゆめタウン東広島】

日時 8月2日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

【ダイキョーニシカワ株式会社】

日時 8月3日(月)

10:00～12:00、13:15～16:00

※400ml献血のみ実施します。

申込 ウェブ(予約なしでの献血も可能)

問合せ 医療保健課

☎ (082) 420-0936



宝くじが全国で発売されます

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間/7月31日(金)まで

料金 「サマージャンポプレミアム」1枚500円

「サマージャンポ宝くじ」と

「サマージャンポミニ」

各1枚300円

問合せ 公益財団法人広島県市町村振興協会 **☎** (082) 223-6545

農地パトロール(農地利用状況調査)を実施します

7月から10月を重点期間として、農業委員と農地利用最適化推進委員が地域を巡回します。調査で農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 農業委員会事務局

☎ (082) 420-0972



事業者向け太陽光発電設備等設置補助金の受付を開始しました

対象設備/太陽光発電設備と蓄電池補助金額/1kw当たり5万円または補助対象経費の3分の1以内

対象 市内の社屋や工場などに太陽光発電設備等を設置する事業者

締切 令和9年1月29日(金)

問合せ 環境先進都市推進課

☎ (082) 420-0928



住宅向け太陽光発電設備設置補助金の受付を開始しました

補助金額/1kw当たり5万円(市の定める人口減少区域は最大1kw当たり7万円)または補助対象経費の3分の1以内

対象 市内住宅へお住まいの人

締切 令和9年1月29日(金)

問合せ 環境先進都市推進課

☎ (082) 420-0928



令和9年度集会施設・コミュニティ広場整備事業補助金交付要望の受付

集会施設やコミュニティ広場を整備する事業(改修など)に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。なお、工事の実施は要望書を提出した翌年度となります。

対象 住民の組織する団体

申込 所定の要望様式(地域づくり推進課で配布、市ホームページからもダウンロード可)と添付資料を提出

※交付対象には一定の条件があります。事前にご相談ください。

締切 9月30日(水)

問合せ 地域づくり推進課

☎ (082) 420-0924



プライド月間・男女共同参画週間パネル展示を実施しています

6月に実施したパネル展示を7月も引き続き実施します。

日時	場所
7月6日(月)～10日(金)	豊栄支所1階多目的ホール
7月13日(月)～17日(金)	八本松出張所

問合せ 東広島市人権センター

☎ (082) 422-4464

河内人権センター

☎ (082) 437-2265



浄化槽を廃止する場合は廃止届を提出してください

公共下水道への接続、浄化槽の入れ替え、家屋の解体などによって浄化槽を廃止する場合は、廃止した日から30日以内に、市へ「浄化槽使用廃止届出書」と「浄化槽使用廃止届補足説明書」の提出が必要です。廃止前に清掃業者に連絡し、必ず最終清掃を実施してください。

問合せ 生活衛生課

☎ (082) 422-1048



7月1日(水)からパスポートの発行手数料が変わります

7月1日(水)以降の申請分から、パスポートの発行手数料が引き下げられます。7月中は申請が混み合い、申請から発行まで日数がかかる可能性がありますので、お急ぎの方はご注意ください。

問合せ 市民課 **☎** (082) 420-0925



年齢	旅券種別	現行手数料	改定後手数料	改定額
18歳以上	10年	電子申請 15,900円	電子申請 8,900円	7,000円減額
		窓口申請 16,300円	窓口申請 9,300円	
	5年	電子申請 10,900円	—	18歳以上の5年旅券は廃止されました
18歳未満(12歳以上)	5年	電子申請 5,900円	電子申請 5,400円	500円減額(18歳未満は申請できません)
		窓口申請 6,300円	窓口申請 5,800円	
(12歳未満)	5年	電子申請 10,900円	電子申請 4,400円	6,500円減額
		窓口申請 11,300円	窓口申請 4,800円	
(12歳未満)	5年	電子申請 5,900円	—	1,500円減額
		窓口申請 6,300円	—	

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金

野良猫対策として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成を行っています。

※予算上限に達し次第終了

問合せ 生活衛生課

☎ (082) 422-1048



市営墓地のご案内

墓園の貸付を行っています。

対象 本市に住所または本籍がある人

※対象者以外で希望する

場合は要問い合わせ



墓園	問い合わせ
ひがしひろしま墓園 八本松町宗吉10056	生活衛生課 ☎ (082) 422-1048 ひがしひろしま聖苑 ☎ (082) 428-6663
下河内墓園 河内町下河内10091-1	河内支所地域振興課 ☎ (082) 437-1109
中屋谷第1・第2墓園 河内町入野10424-2	
金口墓園 福富町久芳1463-10	福富支所地域振興課 ☎ (082) 435-2211

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用対象が変わります

令和11年4月1日以降に災害レッドゾーン（※1）と市街化調整区域内の災害イエローゾーン（※2）の区域内に新築される住宅は、一定の条件を除き新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用が令和12年度から受けられなくなります。

※1 一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域

※2 一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域

☎(082) 420-0911



固定資産税の納税義務者（所有者）が亡くなった後の手続き

土地・家屋の納税義務者（所有者）が亡くなった場合、法務局で相続登記をすることが義務化されています。遺産分割などの理由ですぐに相続登記の手続きができない場合は、市役所に「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。

※この届出・申告は、市税に関する書類の受領先を指定するものであり、遺産分割や相続登記とは関係ありません。

☎(082) 420-0911



火災予防アンケートを実施しています

安心・安全なまちづくりのための広報・啓発活動の参考にしています。

☎(082) 422-6341



市街化区域と市街化調整区域（区域区分）の見直しに関する要望の受付

市街化区域の端にある、将来開発される可能性が高い低未利用の土地（田や畑、平面駐車場など）のうち、土砂災害特別警戒区域に指定されている場所については、安全性の観点から市街化調整区域へ変更（逆線引き）する取り組みを進めます。これに併せて、市街化区域への編入などに関する要望も受け付けます。ただし、関係機関との協議や基準に基づいて判断するため、全ての要望がそのまま認められるものではありません。

対象 東広島都市計画区域（西条町、八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町）内で、市街化区域および市街化調整区域編入を要望する区域に関する土地所有者など、権利を有する人

持参 要望書（都市計画課で配布、市ホームページからもダウンロード可）、要望する区域を明示した位置図、土地利用計画図（概略）など

締切 12月28日(月)

☎(082) 420-0954



ごみ指定袋の過度な買いだめはお控えください

中東情勢による影響が報道されていますが、原材料は確保できており、ごみ指定袋は平常どおり購入できるように供給しています。必要以上の購入を控え、計画的に購入するようお願いいたします。

☎(082) 420-0926



福祉

聞こえない・聞こえにくい子どもとのコミュニケーション

大阪府で先駆的な活動を行っているNPO法人「こめっこ」から講師を招き、手話教室を開催します。こめっこが独自に開発し、手話の意味とリズムを生かした「手話パンパン」や絵本の読み聞かせ、手話劇など、楽しみながら手話を学べます。

☎(082) 420-0180

☎(082) 420-0180

☎(082) 420-0180

☎(082) 420-0180

☎(082) 420-0180

☎(082) 420-0180



令和8年度国民年金保険料免除・納付猶予申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると、保険料の納付が免除または猶予されます。保険料を未納のままにしておく、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

申請受付／7月1日(水)から承認期間／7月～令和9年6月
添付書類／失業などを理由に免除を申請する場合は、離職票などの失業証明書類（初回のみ）

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

☎(082) 420-0933

☎(0823) 22-1691



8月1日(土)から使用できる高齢者割引乗車券・障がい者の福祉助成券を交付します

助成券名	高齢者割引乗車券（タクシー・バス）	障がい者の福祉助成券	
		（タクシー乗車助成券）	（紙おむつ購入助成券）
交付数	年間100枚（1枚当たり100円）	年間80枚（1枚当たり500円）	年間8枚（1枚当たり2,500円）
交付要件	次の全てに該当する人 ①市内に住所を有する70歳以上 ②ひとり暮らしでない場合は、本人以外の世帯員全員が次のいずれかに該当すること ・65歳以上 ・18歳未満 ・40歳以上65歳未満の要介護者 ・身体障害者手帳などの交付を受けた18歳以上65歳未満 ③世帯員全員が市民税非課税である ④タクシー乗車助成券の交付を受けていない	※両方の交付を受ける人は、各半数を交付 ※令和9年2月以降初めて申請する場合は、半数を交付 市内に住所を有する人で、次のいずれかの障害者手帳を所持している人（所得制限あり） ①身体障害者手帳 1～3級 ②療育手帳 A・A・B ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級	※視覚障がいのある人は年間80枚、身体障害者手帳4級も対象 ※じん臓機能障がい人工透析中の人がタクシー乗車助成券のみ申請する場合は、年間160枚
交付方法 窓口	発送時期	7月下旬を予定	
	対象	令和8年度の交付要件に該当し、6月30日(火)までに郵送を希望する旨を申請している人	
	申請開始	7月27日(月)	
	対象	郵送交付の対象にならない人	
持参物	交付対象者の本人確認ができるもの ※代理申請や令和8年1月2日以降の転入者は、お問い合わせください。	障害者手帳、重度障害者医療費受給者証（受給者のみ） ※代理申請や令和8年1月2日以降の転入者は、お問い合わせください。	
申込	地域包括ケア推進課 ☎(082) 420-0984 [FAX](082) 426-3117 または各支所・出張所	障がい福祉課 ☎(082) 420-0180 [FAX](082) 420-0181 または各支所・出張所	
有効期間	8月1日(土)～令和9年7月31日(土)		

被爆者二世健康診断

対象 県内に居住し、両親のいずれかが原子爆弾被爆者の人
広島／昭和21年6月1日以降に生まれた人
長崎／昭和21年6月4日以降に生まれた人
申込 地域共生推進課と各支所・出張所窓口で配布するハガキまたはウェブ
締切 令和9年1月31日(日)消印有効
問合せ 地域共生推進課
☎(082) 420-0932



SMILE 障がい者 スマイルボード

ピア・カウンセリング

〈ピア〉とは仲間という意味。現在、内部・肢体・精神に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン

障がいのある仲間やピア・カウンセラーとゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。

☎(082) 493-6073

場市民文化センター

☎(082) 493-6073

☎(082) 493-6073

☎(082) 493-6073

☎(082) 493-6073

☎(082) 493-6073

ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。

相談方法

自宅への訪問、来所
電話・ファクス・メールでの相談も
できます。

